平成２８年（フ）第２７５号
岡山市南区福富東２丁目９番81―６号
債務者　赤井　敬子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０７号
岡山市北区大安寺東町８番２号
債務者　大村　　章
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０７号
静岡県浜松市南区渡瀬町157番地の１コーポ野田Ａ－３
債務者　髙岡　和廣
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８４２号
東京都八王子市長沼町104番地134
債務者　今野　　茂
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３号
栃木県栃木市新井町1023番地６　コーポ阿部―202、従前の住所栃木県栃木市薗部町２丁目22番22号
債務者　篠原　一男
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第９５４号
東京都東大和市蔵敷３丁目799番地の７芝中住宅イ15―104号
債務者　高山　淳子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９９０号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番13―504号
債務者　石井　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１４０号
横浜市戸塚区矢部町1368番地５　白金荘203号
債務者　前水流アツ子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１４４号
横浜市青葉区美しが丘３丁目22番地１
債務者　梅津　慎吾
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１６４号
横浜市港北区樽町２丁目６番54号　ハイツアカシア103
債務者　田口　　健
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１９号
横浜市南区宿町２丁目42番地２　エーデル南501
債務者　門倉　勇治
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２０号
横浜市南区宿町２丁目42番地２　エーデル南501
債務者　門倉カヅ子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１３１号
横浜市泉区和泉が丘３丁目16番23号　ハイツ早川202号
債務者　横山　正行
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５８号
静岡県牧之原市静波187番地６、旧住所静岡県牧之原市細江5757番地４
債務者　坂本　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１３号
神奈川県茅ケ崎市菱沼海岸７番35号　ラ・スール菱沼海岸Ⅱ101
債務者　熊澤　利章
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部